作成 令和5年9月30日 摂津市議会議員 松本暁彦

令和5年第3回定例会一般質問

~本会議3日目·令和5年9月27日~ 議事録(抜粋)

## 5 生きる力を育むことについて

# (1) いじめ対策について

#### 質疑概要

生きる力を育むためには、児童・生徒へ良好な教育環境を提供しなければならない。この阻害要因の一つがいじめである。いじめに関しては「いじめ対策推進法」において、いじめ認知の幅が大きく広がっており、本市でも影響が出ている。いじめ対策は喫緊の課題と捉え、質疑を行った。

#### 〇松本議員

5 生きる力を育むことについて、いじめ対策について、生きる力を育むために、魅力的な学校づくりで、 より良い教育環境を児童・生徒へ提供することが大切です。

いじめはそのような環境を阻害するもので、その防止と発生時の迅速な対応が求められます。まずは市内小中学校のいじめの現況について、お聞かせ下さい。

# ○福住議長

(略※Ⅰ)

教育総務部長

#### ○教育総務部長

本市のいじめ問題にかかる現状についてお答えします。

本市の小中学校におけるいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和4年度の認知件数は、小学校で503件、中学校で152件でございます。これは令和3年度と比べて小学校で2.6倍、中学校で1.7倍となっております。

その要因といたしましては、いじめの定義が「行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされたことが、教職員に周知され、それに基づき教職員が積極的に認知できるようになったことが考えられます。

また、全国的に認知件数が増加しており、約3年間続いたコロナ禍を経て、部活動や学校行事等の様々な活動が再開され、接触機会が増加したことが影響※2していると文部科学省の資料にも示されておりま [想いを言葉に、言葉を形に、形から実践へ。]

す。

(略※1)

#### 〇松本議員

次にいじめ対策について、いじめの現状は大変な数と認識します。この認知したいじめについて、把握したうえで内容を分析し、対応することが重要ですが、本市におけるいじめの内容の把握とその対応について、お聞かせ下さい。

# ○福住議長

教育総務部長

## ○教育総務部長

本市では、いじめ事案につきましては、子どもが嫌な思いをしたことを確認した場合、いじめ防止対策推進法にある「心身に苦痛を感じているもの」とし、「法的ないじめ」として認知しております。また、その中でいじめ行為の重篤性や継続性、故意性などの要素が含まれるものを「社会通念上のいじめ」とし、さらに、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるなどの場合には、法に定められた「重大事態」として分類し、3段階に分けて把握しております。

学校では、いじめの疑いがあると言う情報を得た際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も参加して「いじめ対策委員会」を開き、情報収集するとともに共有し、いじめに該当するか否かの認定や対策の検討を行い、保護者とも連携しながら対応しております。

教育委員会といたしましては、学校が「社会通念上のいじめ」として認知した場合や「いじめ重大事態」となる可能性がある場合については、すぐに教育委員会に報告することとし、必要に応じてスクールロイヤーなどの専門家とも連携し、助言を行うなどして学校とともに対応しております。

いずれにいたしましても、被害を受けた子どもの立場に立ち、本市の子どもたちが辛い思いをすることがないよう、丁寧な対応を心がけております。

#### ○福住議長

松本議員。

#### 〇松本議員

いじめ認知とその対応について理解しました。

昨今、教職員の業務過多が報道にも挙がっており、学校現場は多忙であることが指摘されているなかで、いじめ問題への対応が負担になっているのではないかと懸念します。その点について、どう認識しているのか、お聞かせ下さい。

#### ○福住議長

教育総務部長

#### ○教育総務部長

教員の業務といたしましては、授業を行うことやそのための準備や評価、行事等の取り組みや組織運営に関わる校務分掌等に加え、問題行動などの生活指導面への対応がございます。その中でも、いじめへの対応は子どもから丁寧に話を聞き取ることや子どもの気持ちを理解しながら事実を確認する慎重さが求められます。

近年、教員がアンテナを高くし、積極的にいじめを認知しており、ご指摘の通り、いじめの対応が業務中 に占めるウェイトが大きくなっている状況がございます。

#### ○福住議長

松本議員。

## 〇松本議員

私もいじめに関して相談を受けたことがあります。

私はこの現状に課題が大きく3点あると考えます。1つはいじめ認知の保護者の重い受け止め※3、2つ目はいじめ認知増加による対応時間の増加、3つ目はケース複雑化と長期化です。これらにより、例え段階1「法的ないじめ」の場合でも慎重かつ丁寧な対応が必要で、教員への物理的、精神的負担は相応に増大します。もはやいじめ対応業務は逼迫した状況であると考えます。

その対策としていじめ対応専従の職員、仮称いじめ対策支援サポーターの設置を提案します。法律を理解し、経験を持ち、教員の些細な、気軽に相談ができると、また必要に応じ第三者の立場から保護者と学校を仲介し、早期かつ円滑ないじめ解決に寄与するものです。是非とも、検討されるよう要望致します。

(音声データ等より作成)

重要と思われる部分には強調を入れています。

※1当該質問に関係のない他の質問項目の部分は省略しています。

※2 コミュニケーション力の不足など

※3 保護者にとっていじめ認知は一般的ないじめをイメージし教員と認識の差が当初から生じる。

# <一般質問·項目一覧>

- Ⅰ 健都のエリアマネジメントについて
- 2 児童虐待防止の取組みの進捗について
- 3 PFOA 対策の現状について
- 4 市民の命を有事から守る危機管理体制の構築について

#### 5 生きる力を育むことについて

#### (1) いじめ対策について

- (2)教師不足について
- (3)コト・モノ体験の重要性について
- 6 新型コロナワクチンの健康被害に関する市の対応について